

法の支配と解散権の制約に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年九月二十八日

参議院議長伊達忠一殿

小西洋之

(

(

法の支配と解散権の制約に関する質問主意書

一 安倍内閣の認識する法の支配の趣旨について述べた上で、憲法上における内閣の解散権と法の支配の関係について安倍内閣の見解を示されたい。

二 日本国憲法が立脚する法の支配の観点から、内閣の解散権にはどのような制約があると考えるか、安倍内閣の見解を示されたい。

三 「内閣が衆議院の解散を決定することについて、憲法上これを制約する規定はない」との政府の見解について、安倍内閣はこの見解の趣旨を「憲法上、内閣の衆議院の解散の決定は何らの制約も受けない」と考えているのか。もし、そうでない場合は当該見解の趣旨を明らかにされたい。

四 一般論として、憲法上において内閣の解散権にはどのような制約があり、具体的にどのような場合には解散権は制約され行使することが許されなくなると考えるか、安倍内閣の見解を示されたい。

右質問する。

O

O